

(広報資料)



令和5年11月20日

京都市都市計画局

〔担当：住宅室住宅政策課〕
電話：075-222-3666

独立行政法人都市再生機構西日本支社

京都市と独立行政法人都市再生機構が包括連携協定を締結

～若者・子育て世帯に魅力あるまちづくりに向けて相互に連携し、
洛西ニュータウンにおいて先行して具体的な取組みを実施～

京都市と独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」。）は、令和5年11月20日（月）に「京都市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定」を、締結しました。

1 協定締結日

令和5年11月20日（月）

2 協定の目的

様々なまちづくりの知見を有するUR都市機構と京都市が連携協定を締結することにより、魅力あるまちづくりを相互に連携して取り組む。

3 協定締結の内容

- (1) 若者・子育て世帯の移住・定住促進につながる魅力あるまちづくりに関すること
- (2) 文化芸術の振興や多文化共生につながるまちづくりに関すること
- (3) 都市活力の創出につながるまちづくりに関すること
- (4) ミクストコミュニティを推進するまちづくりに関すること



協定締結の様子

左：坂越副市長 右：笹木副支社長

4 協定締結の背景

京都市では、本格的な人口減少社会の到来、少子化傾向の継続、高齢者の増加・単身化の進行、若年・子育て層の市外流出などへの対応が喫緊の課題となる中、全ての世代が暮らしやすい魅力や活力あるまちづくりを進めています。

また、UR都市機構は、京都市内に33団地、約13,000戸のUR賃貸住宅を管理し、「未来に、つながるまちづくり。」を掲げ、地域が魅力的であり続けることを目指し、まちづくりに取り組んでいます。

両者は、これまでから、互いの連携のもとで、様々なまちづくりの取組を進めてきましたが、この度、洛西ニュータウンにおける若者・子育て世帯に魅力あるまちづくりや、都市活力創出など様々な分野において、互いの「ノウハウ」や「資産」を活かし、両者の取組を加速させることで、市民のより良い暮らしの実現を目指し、包括連携協定を締結することといたしました。

なお、両者は連携協定を通じたパートナーシップの構築により、洛西ニュータウンにおいて具体的な取組を先行して実施いたします。

5 問合せ

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当：松村・嶋澤）

電話：075-222-3666

UR都市機構 西日本支社 総務部総務課（担当：高木）

電話：06-4799-1231

京都市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定書

京都市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、相互に連携することで、両者が目指す都市・まちづくりの取組をより一層加速させるため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 若者・子育て世帯の移住・定住促進につながる魅力あるまちづくりに関すること
- (2) 文化芸術の振興や多文化共生につながるまちづくりに関すること
- (3) 都市活力の創出につながるまちづくりに関すること
- (4) ミクストコミュニティを推進するまちづくりに関すること
- (5) その他本協定の趣旨を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、必要な情報交換を行い、具体的な事業の実施に当たっては、その都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

（疑義）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、書面をもって変更するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月20日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 門川 大作

乙 大阪市北区梅田一丁目13番1
独立行政法人都市再生機構
理事・西日本支社長 村上 卓也

京都市及びUR都市機構 による包括連携協定



京都市
CITY OF KYOTO



UR都市機構

令和5年11月20日

京都市が掲げるまちづくり

1 京都の都市特性を基礎とするまちづくり

京都のブランド性

歴史や文化、自然環境、観光、大学のまちなど、京都ならではの魅力を受け継ぎ、さらに創造を続ける都市



2 市域全体の持続性を確保するまちづくり

地域の多様性

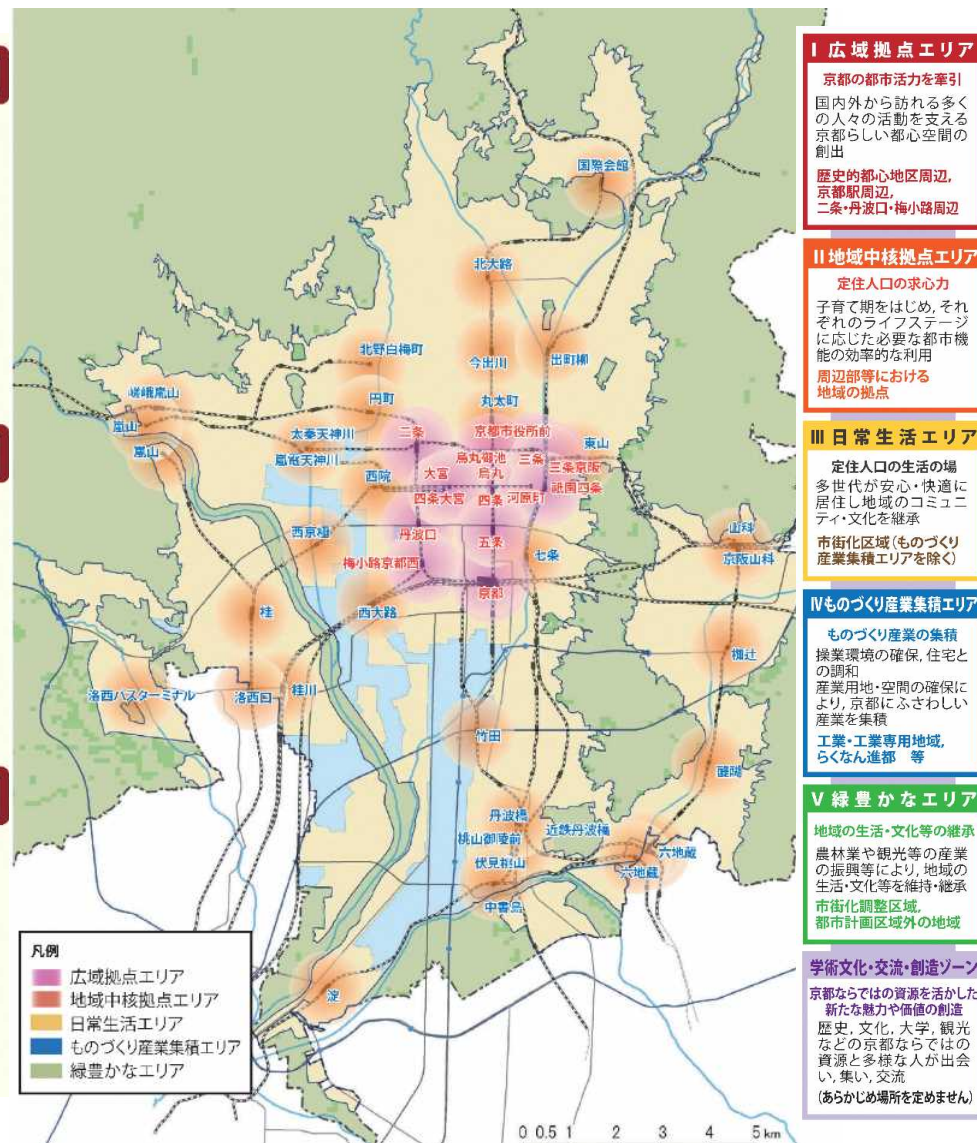
多様な地域の魅力を活かし、ポテンシャルを高めて各エリアが結ばれる都市



3 人々の活動を重視するまちづくり

暮らしと活動の機能性

市民の豊かなライフステージと京都を訪れる人々の活動を支える都市



UR都市機構が掲げるまちづくり

未来に、つながるまちづくり

都市再生

- 国際競争力と都市の魅力の向上
- 地域経済の活性化
- コンパクトシティの実現
- 防災性向上



賃貸住宅

- 多様な世代が安心して
住み続けられる環境整備
- 持続可能で活力ある
地域・まちづくりの推進
- 賃貸住宅ストックの価値向上



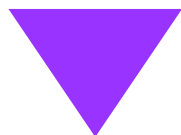
災害復興

- 災害からの復旧支援
- 発災時の円滑な活動に向けた対応



連携の目的

お互いの「ノウハウ」や「資産」を活かす・連携する



都市・まちづくりの取組をより一層加速



京都市
CITY OF KYOTO



UR都市機構

連携項目

- 1 若者世帯に選んでいただける移住・定住を促進させる魅力あるまちづくり
- 2 文化芸術の振興や多文化共生につながるまちづくり
- 3 都市活力の創出につながるまちづくり
- 4 ミクストコミュニティを推進するまちづくり

1 若者世帯に選んでいただける移住・定住を 促進させる魅力あるまちづくり



市営住宅やUR賃貸住宅など
既存ストックを活用したまちづくり



様々な住み替え循環を生み出す
ための取組の推進



郊外団地の魅力向上につながる
取組の推進

2 文化芸術の振興や多文化共生につながるまちづくり



文化芸術の振興や多文化共生
につながるまちづくり



企業・大学等と連携した
若年層の移住・定住の促進

大学生・留学生への住まいの
提供促進

3 都市活力の創出につながるまちづくり



洛西ニュータウンのまちづくり
の促進

保有地の相互活用やノウハウ・
知見等の共有



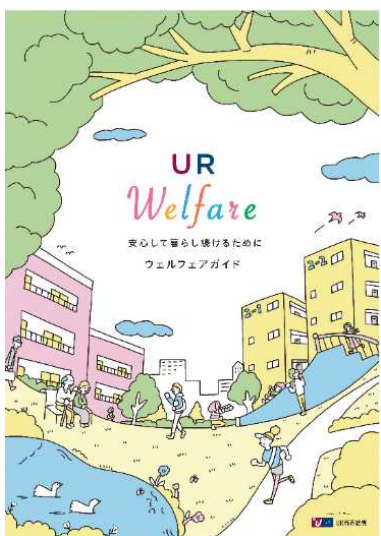
市営住宅団地の建替えや合築建築
物をはじめとする公有地活用等に
伴うまちづくりの促進

4 ミクストコミュニティを推進するまちづくり



介護予防・日常生活支援に
つながるまちづくりの推進

高齢者や障がいを持つ人など
様々な人が安心して入居が
可能な賃貸住宅の供給促進



多様な世代・世帯が生き生きと
暮らせる住まい・まちの実現

具体的な取組例

- ◆ 若者世帯の移住・定住に向けた、団地の共通案内図の作成・配布、住宅相談会の合同開催

⇒協定締結を機に共同研究会スタート！（令和5年12月～）

- ◆ 団地内、さらには地域の魅力アップにつながるデザイン連携

例：団地×アート：洛西団地アートプロジェクト

⇒市営住宅児童遊園で取組開始予定（令和5年度～）

- ◆ 相互連携による保有ストックの有効活用

例：維持管理のノウハウの共有、駐車場などの保有資産の相互活用の検討など

⇒市営住宅駐車場の相互活用に向けて検討開始（令和5年10月～）

- ◆ 団地ぐらしや地域の良さのPR、ウェルビーイングの向上につながる取組

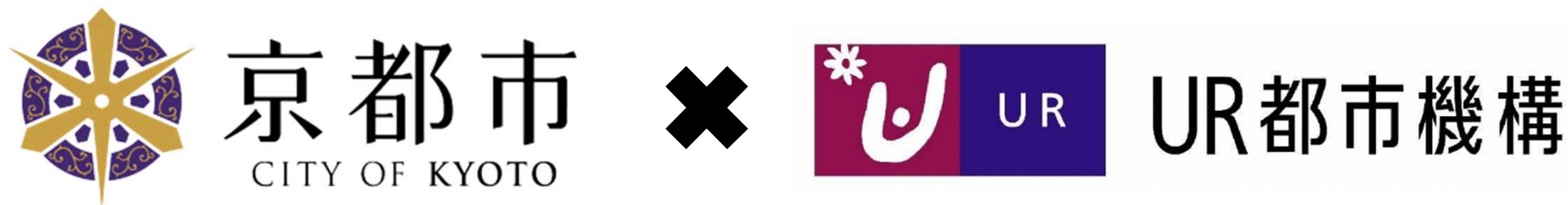
例：せせらぎシアター（11月3日開催）、ウォーキングイベントなど

など



さあ、行こう。洛西のミライへ。

洛西ニュータウン
をモデルケースとして、
具体的な取組を実施



京都市とUR都市機構による更なる連携により、
洛西ニュータウンの活性化をはじめ、
より良い暮らしの実現に向けたまちづくりに
取り組んでいきます。



さあ、行こう！
洛西のミライへ

